

証券コード 3936  
2022年9月15日

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号  
株式会社グローバルウェイ  
代表取締役社長 小山 義一

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会は、定款の第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会（以下「バーチャルオンリー株主総会」という）として開催いたします。本総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご確認のうえ、オンラインでご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、9頁の「インターネットによる事前の議決権行使について」又は10頁の「書面による事前の議決権行使について」をご確認のうえ、2022年9月30日（金曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月3日（月曜日）午後1時30分  
※午後1時頃からログイン可能となる予定です。  
※通信障害等の発生により開催日時において、バーチャルオンリー株主総会を開会することが困難な場合は、予備日として2022年10月4日（火曜日）午後1時30分より開催いたします。当社が予備日に開催することとした場合は、当社ウェブサイト（<https://www.globalway.co.jp/ir-2/>）で、2022年10月3日（月曜日）午後2時30分までにお知らせいたします。
2. 開催方法 本総会は、場所の定めのない株主総会として開催いたします。本総会に出席するためのウェブサイトのアドレスは以下のとおりです。詳細は4頁をご確認ください。

U R L <https://web.sharely.app/login/globalway-2210>



3. 目的事項

- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件
  - 第3号議案 資本準備金の額の減少の件

以 上

通信障害等により、本総会の議事に著しい支障が生じる場合は、議長が本総会の延期又は続行を決定することができることとするため、その旨の決議を本総会の冒頭において行うことといたします。当該決議に基づき、議長が延期又は続行の決定を行った場合には、上記記載の予備日である2022年10月4日（火曜日）午後1時30分より、本総会の延会又は継続会を開催いたします。

その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.globalway.co.jp/ir-2/>）でお知らせいたしますので、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」に従ってお手続きのうえ、本総会の延会又は継続会にご出席くださいますようお願い申し上げます。

本総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。

代理人による出席を希望される株主様は、法令及び定款の定めに従い、議決権を有する他の株主様1名に委任いただくようお願いいたします。手続きの詳細に関しましては、4頁以下の「バーチャルオンリー株主総会のご案内」をご参照ください。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.globalway.co.jp/ir-2/>) に掲載させていただきます。

## バーチャルオンリー株主総会のご案内

当社は臨時株主総会を2022年10月3日（月曜日）に開催する予定ですが、下記のとおり対応することといたしますのでご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、ご不便をお掛けすることもございますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

1. バーチャルオンリー株主総会に当日出席する株主様

(1)開催日時：2022年10月3日（月曜日）午後1時30分

※ 通信障害等が発生した場合には、予備日として2022年10月4日（火曜日）午後1時30分より、本総会を開催いたします。

※ いずれも午後1時頃からログイン可能となる予定です。

(2)アクセス方法

接続先：<https://web.sharely.app/login/globalway-2210>



①上記のURLをご入力いただくか、右記のQRコードを読み込み、アクセスしてください。

②接続されましたら、議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ログインに関するご不明点については、下記URLよりヘルプページをご参照いただけます。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/articles/360051199914>

(3) 当日の質問方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、「質問」ボタンより、対象議案を選択し、本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。
- ・当日のご質問は、株主総会が開始されたら、入力可能となります。

(4) 当日の動議の提出方法

ログイン後、議長の指示に従って、「動議」ボタンから動議の種類と内容をご入力いただき、ご送信ください。

(5) 当日の議決権の行使方法

- ・ログイン後、議長の指示に従って、「決議」タブより賛否、又は棄権をご入力ください。
  - ・事前に書面又はインターネットによる議決権行使を行った株主様が、当日出席された場合
- ① 当日の議決権行使を確認できた時点で、事前の議決権行使を無効とします。
  - ② 当日の議決権行使が確認できなかった場合、事前の議決権行使を有効とします。

(6) 事前質問の方法

以下の期間で事前質問をお受けいたしますので、「(2) アクセス方法」に従ってログインし、「質問」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

受付期間：2022年9月16日（金曜日）午前0時から2022年9月25日（日曜日）午後11時59分まで

※ 決議事項に直接関係する質問にのみ、総会当日、回答させていただく予定です。

2. 当日出席しない株主様

(1) 議決権の事前行使方法

- ① 書面による議決権行使  
10頁の「書面による事前の議決権行使について」をご覧ください。
- ② インターネットによる議決権行使  
9頁の「インターネットによる事前の議決権行使について」をご覧ください。

(2) 代理人による出席方法

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、以下の提出先までご送付ください。委任状の様式その他必要情報については、「3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先」までお問い合わせください。

<代理人に関する書類の提出先>

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号  
株式会社グローバルウェイ 株主総会事務局担当者

<ご提出期限>

2022年9月30日（金曜日）午後5時 必着

(3) 事前質問の方法

5頁「(6) 事前質問の方法」をご参照ください。

3. ログイン方法・代理人による議決権行使等に関するお問い合わせ先

・メールアドレス：gw-kabunushisokai@globalway.co.jp

（株式会社グローバルウェイ 株主総会事務局担当者）

・事前受付日時：2022年9月16日（金曜日）午前10時から2022年9月30日（金曜日）午後5時まで

※株主総会当日は、2022年10月3日（月曜日）午後1時から株主総会終結の時まで

### 注意事項

- ・株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。
- ・バーチャル株主総会へのご出席が容易となるよう、スマートフォン端末からも利用可能な専用ウェブサイトを用意し、その利便性を高めるよう努めておりますが、同ウェブサイトからのご出席が困難な株主様には、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申しあげの方針としております。
- ・書面とインターネットの両方で事前に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。また、インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最終の議決権行使の内容を有効なものとして取り扱います。
- ・書面又はインターネットにより事前に議決権を行使された株主様が本総会に出席し、重複して議決権を行使された場合は、本総会において行使された内容を有効なものとして取り扱います。本総会において議決権を行使されなかった場合は、書面又はインターネットにより事前に行使された内容を有効なものとして取り扱います。
- ・通信障害等への対策として、主回線に加え、予備回線を用意するほか、本総会の冒頭にて通信障害等が発生した場合における延期又は続行の決議を行うことを予定し、また、予備日を設定する方針としております。
- ・視聴される株主様の通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害、並びに送受信に軽微なタイムラグが発生する可能性がございます。
- ・ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ・映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えること、またライブ配信の様態を撮影することはお控えください。
- ・本総会は当日のライブ配信のための撮影対象者は議長及び当社役員のみとなっております。ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトを確認ください。 <https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

以 上

## インターネットを使用することに支障のある 株主様の利益の確保に配慮することの方針について

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、書面により事前に議決権を行使くださいますよう、何卒お願い申し上げます。

以 上



## インターネットによる事前の議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使システム「Sharly（シェアリー）」に下記URL又はQRコードからアクセスする。

URL：<https://web.sharely.app/login/globalway-2210>

QRコード：



2. お手元の議決権行使書用紙に記載されている「株主様の株主番号」及び「株主様の郵便番号」「ご所有株式数」を入力し、「ログイン」をクリックする。

3. 「議決権行使」タブをクリックし、各議案の賛否、又は棄権を選択後、「送信」をクリックする。

4. 議決権行使方法に関するお問い合わせ先

・メールアドレス：[gw-kabunushisokai@globalway.co.jp](mailto:gw-kabunushisokai@globalway.co.jp)

（株式会社グローバルウェイ 株主総会事務局担当者宛）

・受付日時：2022年9月16日（金曜日）午前10時から2022年9月30日（金曜日）午後5時まで

5. 行使期限：2022年9月30日（金曜日）午後7時まで

以 上

## 書面による事前の議決権行使について

書面によって議決権を行使する場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月30日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書用紙を投函する前に、「株主様の株主番号」「株主様の郵便番号」及び「ご所有株式数」を、必ずお手元にお控えください。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 定款変更の理由

##### ①株主総会及び取締役会の招集権者及び議長に関する変更

株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を確保するため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長が取締役社長に限定されている規定を変更し、その他の取締役が招集権者及び議長となることを可能とするものであります。

##### ②最高経営責任者（CEO）等の選定に関する変更

業務執行の柔軟性を確保するため、最高経営責任者（CEO）等（以下、「CXO」という。）の種類について定められている規定を削除し、必要に応じてCXOを選定できることを可能とするものであります。

##### ③剰余金の配当等の決定機関に関する変更

剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることを可能とするものであります。併せて内容が重複する現行定款第7条（自己の株式の取得）及び第35条（中間配当）を削除し、第34条（剰余金の配当の基準日）の規定を変更するものです。

##### ④その他

その他字句の修正、附則の条数の整理などを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
<u>（自己の株式の取得）</u>	（削除）
第7条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	
第8条～第13条（条文省略）	第7条～第12条（現行どおり）

現行定款	変更案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. 株主総会においては、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>第15条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. <u>取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議によって、最高経営責任者 (CEO)、最高執行責任者 (COO)、最高財務責任者 (CFO)、最高人事責任者 (CHRO)、最高情報責任者 (CISO)、最高技術責任者 (CTO)、最高マーケティング責任者 (CMO) を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u>  (新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)  第21条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></u>  2. <u>取締役会においては、あらかじめ取締役会で定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>
<p>第23条～第33条 (条文省略)  (新設)</p>	<p>第22条～第32条 (現行どおり)  (剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  第34条 (条文省略)  (新設)</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>第33条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>  (剰余金の配当の基準日)  第34条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第35条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p><u>第36条</u> (条文省略)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. (条文省略)</p> <p>5. 本附則第3項乃至第5項は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 第17回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名選任の件

今後の事業成長を一層推進し、経営体制を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）1名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
なかむら ひろひこ 中村 紘彦 (1983年2月3日生)	2006年4月 エン・ジャパン株式会社入社 2020年8月 株式会社アイドマ・ホールディングス 2022年8月 当社入社	—

(注) 1. 候補者である中村紘彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

3. 当社は、取締役全員に対し、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。候補者の選任が承認されますと、当該補償契約を締結する予定です。

**第3号議案 資本準備金の額の減少の件**

1. 資本準備金の額の減少の目的

資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

2022年6月30日現在の資本準備金424,148,720円のうち374,148,720円を減少し、50,000,000円とします。ただし、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合には、当該減少後の資本準備金の額は変動する可能性があります。

また、発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

3. 資本準備金の額の減少の効力発生日

2022年10月4日を予定しております。

以 上